

府中市告示第 1 2 8 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、府中都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年8月7日
府中市長 高 野 律 雄

都市計画の種類	都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
府中都市計画 生産緑地地区	削除する部分 白糸台二丁目、新町二丁目、南町一丁目及び武蔵台二丁目 各地内

縦 覧 場 所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室